

こんな質問をしました

1. 要介護者の選挙権の保障について
2. 難聴者（人工内耳装用児・者）への支援
3. 被爆体験者問題の解決について
4. 「生理の貧困」対策について

池田 Q1：今回の統一地方自治体選挙でも「投票に行きたいが歩けないので投票できない。悔しい。」というお声をたくさんいただいた。昨年の議会で、高齢者や障がい者など要介護者の選挙権が保障できる仕組みを今回の統一地方選までに作ると明言したのになぜできなかったのか。いつまでに実現するのか。

1 要介護者の選挙権の保障について

選管事務局長 A1：郵便投票の対象とならない要介護4の方の自宅から投票所までのタクシー代を助成しようと考えたが、安全性の確保と関係者への意見聴取が十分ではなかったために予算計上に至らなかった。関係団体との協議を行い、先進自治体を参考にしながら、令和7年7月の参院選挙までに実現できるよう取り

池田 Q2：本来であれば今年の統一地方選で実現していなければならなかった。今度こそ約束を違えることはないか。

選管事務局長 A2：関係部局とも連携して令和7年7月の参院選挙に間に合うように、頑張っていく。

池田 Q3：制度設計にあたって何点か確認したい。すでに実施している10万人以上の3都市を調べた。全都市、タクシーで自宅から投票所までの送迎を行い、車までの移動や乗降、付き添いに介護保険等を使う制度設計をしている。対象は奥州市が障がい者手帳保持者と要介護認定を受けている人、筑西市はそれに加え70歳以上の高齢者や免許返納者、長浜市は「投票所までの移動が困難な人」すべてだった。要介護4の人を対象とするのは妥当か。総務省の調査では要介護3で8割、要介護2で6割の人が投票所まで行くのが困難という数字が出ている。要介護・要支援、障がい者の中で「投票所までの移動が困難な人」を対象とすべきではないか。

選管事務翌朝 A3：まずは試行的に要介護4の方を対象としたい。実際に運用すると課題も出てくると思うので、対象者の拡大はその解決の中で検討していきたい。

池田 Q4：これからニーズ調査も行うということなので、あまり対象者を絞り込まずに制度設計をするよう求める。次に該当日だが投票日のみか、期日前投票日も入れるのか。

選管事務局長 A4：投票日のみを考えている。期日前は今後の課題だ。

池田 Q5：期日前投票所の方がバリアフリー環境が整っているため、例えば期日前投票には介護タクシーを使い、投票日は一般のタクシーを利用するという考えられる。制度設計の際に検討を。



池田 Q6：制度構築ができれば早めの周知が必要だ。今回の選挙でも介護保険が選挙に使えることがホームページ(HP)に載っていた。しかしHPを見る高齢者は少ない。情報が必要な人に届くことが大事だ。ケアマネを通じた周知や市の広報誌や番組、新聞等での周知が必要ではないか。

池田 Q7：今回のHPには「介助が必要な方は介護サービスを利用できる場合がある」「利用の際はケアプランの変更が必要」とある。これでは面倒くさいと思わせて、投票マインドが下がってしまう。投票に利用しようと思う広報を工夫すべき。

福祉部長 A6：介護保険を使う場合はケ必ずアマネを通すことになるので、ケアマネを通じて早めに周知したい。

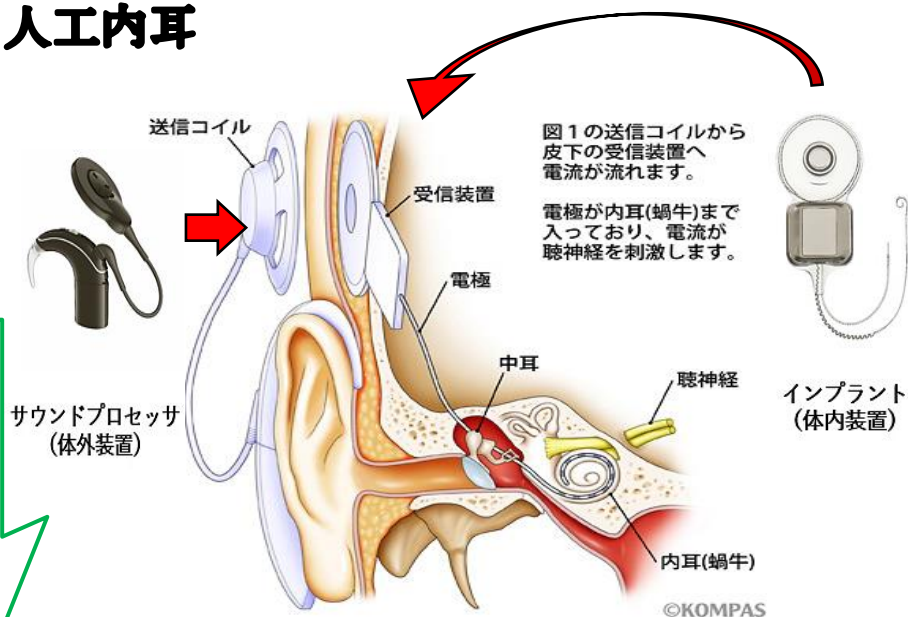
福祉部長 A7：わかりやすい広報を心がける。

池田 8：タクシー業界との連携も必要になってくると思うので、そのところもぬかりなく行ってほしい。

池田 9：選挙権は憲法に保障された人権だ。高齢者や障がい者の人権侵害をいつまでも放置すべきではない。再来年の参院選前にももしかしたら選挙があるかもしれない。それに間に合うようであれば是非実現させてほしい。遅くとも、次の参院選では確実にできるような制度設計の構築を求める。

池田 Q10：重度聴覚障がい者の中に、人工内耳を装着している人がいる。手術でインプラントを埋め込み、耳や頭に体外装置であるプロセッサをつけて音を拾い、インプラントを通して脳に電気信号を送っている。プロセッサには様々な付属品や消耗品が必要だが保険適用外であったり障がい者の補装具や日常生活用具とみなされないものも多く、経済的負担が大きい。経済的負担軽減のために長崎市も助成制度をつくり障害を持つ人が住みやすい街にしていくべきではないか。

人工内耳



2. 難聴者(人工内耳 装用児・者)への 支援について

福祉部長 A10：人工内耳の手術等は医療保険の対象だが自己都合による交換や消耗品は自己負担。人工内耳の電池等については市の判断で日常生活用具の対象にできる。当事者や関係団体の意見を聞き、多角的視点で判断する。

子どもは耳介が小さいので プロセッサの紛失が多い



池田 Q11：小さい子どもは耳介が小さいのでプロセッサが落ちやすく紛失が多い。また専門医によると平衡障がいも合併しやすく、椅子や柱などにぶつかって破損も多いという。紛失などによるプロセッサの買い替えには片耳 100 万円。両耳 200 万円。それが長崎市の場合 100% 自己負担となる。電池は年間片耳 3 万円。雲仙市では紛失も含む保険適用外のプロセッサ購入に 110 万円、電池代に年間 3 万円補助している。中核市の中にも補助している都市は少なくない。電池は考えてもいいということだったが、長崎市も補助できないか。

池田 13：機器類だけでなく療育に伴う負担も大きい。人工内耳は手術したら終わりではなく、そこから始まると言われる。マッピングという聞こえのリハビリは月 1 回、一生続けることになる。また、大人の中途失聴者はすでに日本語を獲得し、言葉や音を理解しているので人工内耳によってよく聞こえるようになるというが、生まれつき失聴の子どもは、人工内耳をつけたからといってすぐに「言葉が聞き取れる」わけではない。入ってくる音を言葉やその他の音と聞き分けて理解するようになるには、さらに言葉が話せるようになるには、専門的なスキルを持った言語聴覚士による療育をかなりの頻度で受ける必要がある。私の知人は、週 4 回、諫早まで子どもの療育に通っている。医療費、療育費、交通費、家族の経済的、時間的負担は大きい。せめて経済的負担を軽減してほしい。

福祉部長 A11：イヤモールなどの付属品も高価なので、財政面もふまえ、専門医の意見も聞いて考えていきたい。

池田 Q12：保育園や学校など集団生活を送るようになると、先生の声拾うためにロジャー（送受信機）が必要になる。プロセッサ装着型のロジャーは原則片耳しか補助が出ない。もう片耳分 10 万円は自己負担となっている。ロジャーは集団生活に必要なもので、保育・教育環境整備と考えるべき。両耳助成を原則にすべきではないか。



福祉部長 A12：補装具として今は片耳だけ助成しているが、財政面、効果も含めて検討したい。

池田 Q14：障がい児は就学後も療育の継続が必要で、多くの子どもが特別支援学級に在籍する。難聴クラスも含め、市内特別支援学級 320 クラスの担任のうち、特別支援教育の免許を持った人の割合はどのくらいか。

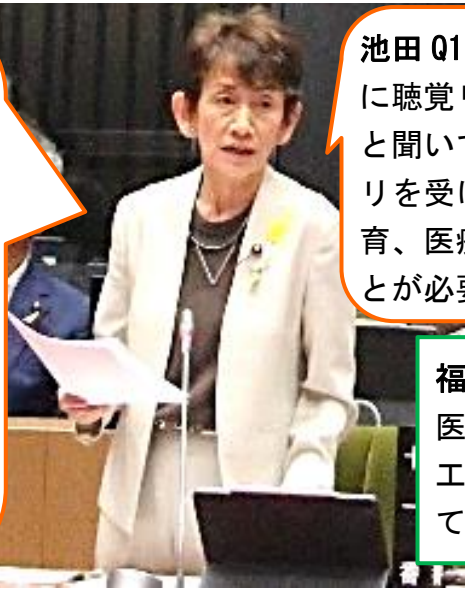
教育長 A14：特別支援教育の免許を持っているのは 2、3 割。

池田 Q15：免許を持っていても、個々の障がいの教育に精通しているわけではない。人工内耳装用児が難聴クラスに在籍しても、担任に専門性は期待できない。そこで、年度初めの 4 月の早い段階で、担任と管理職に対して、人工内耳装用児の療育の専門家による研修を行うべきではないか。

教育長 A15：現在、特別支援学級の新任担任には 4 月に研修を行っているが、障がいの専門種ごとの研修や、専門家と繋がりを持って連携していくことは重要なので、早い段階での専門家による研修の実施を検討したい。



池田 16 : 大村の聾学校の言語聴覚士の方が協力していいと仰っている。教職員に療育のスキルはないが、4月に専門のセラピストにつながっていれば、アドバイスを受けながら子どもたちの力を伸ばすことができる。また人工内耳装用児の担任だけでなく特別支援学級担任全員が年度初めに分野別の研修を受けられるようにすることを求める。



池田 Q17 : また市内の専門医の所に聴覚リハビリセンターができると聞いている。学校で訪問リハビリを受けられるように、学校と療育、医療との連携体制をつくる必要があるのではないか。

福祉部長 A17 : 市内の専門医、学校と連携をとって人工内耳装用児の支援に努めていきたい。

池田 Q18 : 市長は就任直後の5月10日、被爆体験者と面会し、直接その声を聴いた。その時市長は「切実な思いを聴かせてもらった。長崎、広島の間には差があってはいけない。年齢を考えると一刻の猶予もない。県と連携して国に強く働きかけていく。」と言われた。この時の言葉と思いに変わりはないか。

3. 被爆体験者問題の根本的解決について

市長 A18 : その気持ちに今も変わりはない。



池田 Q19 : 「広島、長崎の間に差があってはならない」というのであれば、なぜ面会から5日後の裁判で被爆体験者が負けた裁判内容を持ち出して争うのか。直近の広島高裁黒い雨判決を受けて設けた認定基準において、長崎と広島の間には差があってはいけないと考えているのではないのか。また、その広島高裁では「線量も人体的影響も不問」とされたのになぜ「健康影響を及ぼすほどの線量ではない」という主張をするのか。市は「黒い雨等に遭った」という客観的証拠を見つけるために、厚労省に新たな証言の調査を頼んでいる。線量や人体への影響を言い出したら、その調査結果が出ても全部無駄になるではないか。

原対部長 A19 : 係争中の裁判に関することは答弁を差し控える。

池田 20 : 黒い雨等に遭ったかどうかを立証しようとしている時に、線量や人体への影響を主張するのは矛盾している。いくら裁判でも、そんな主張はやめるべきだ。

池田 Q21 : 今月14日に被爆議連懇に対して陳情を行った際、長崎県市が厚労省に要請していた「国立追悼記念館の証言等」の調査依頼について「7月から調査を始める」と回答を得た。市はこの件について事前に連絡を受けていたのか。

原対部長 A21 : 時期は明確に覚えていないが連絡は受けた。

池田 Q22 : 部長は打ち合わせの時に私たちが聞いた後に連絡が来たと言ったではないか。問題は、県と市が求めている調査依頼について、なぜ陳情者の私たちが先に回答を受けるのかということだ。「一刻の猶予もない」と言うなら、矢の催促をすべきだ。市が何度も催促をしていたら、先に市に回答があったはずだ。被爆体験者はご高齢にもかかわらず何度も陳情して催促して、この回答を得た。市にその必死さがあるか。



池田 Q23：いま長崎地裁で係争中の被爆体験者訴訟もいよいよ大詰めだ。来月の被告側証人尋問が終われば次は結審。今年か今年度中には判決が出る。広島高裁の判決に照らし合わせると被爆体験者勝利の可能性も高い。原告勝利の場合、市長は厚労省に控訴断念を強く働きかけてくれるのか。

池田 24：その協議の場で県と市が控訴断念を強く求められるかどうかだ。新聞によると「広島高裁判決後松井市長は上京して厚労大臣に上告断念を求めた。上告断念に消極的な厚労大臣に憤慨した松井市長は『国の意向に逆らっても被爆者手帳を配る』と話していた」そうだ。市長もこれだけの覚悟と気迫で国に強く働きかけるべきだ。

原対部長 A23：訴訟に関することは回答できないが、国や県とも協議をして対応する。

池田 Q25：昨年も生理の貧困対策について質問した。現行の保健室での対面提供では、実際にトイレに設置した学校に比べ利用者が極端に少ないことを指摘して女子トイレへのナプキン設置を求めた。その際教育長は子どもの意見も取り入れると答弁した。その結果を示せ。

教育長 A25：トイレに置いた学校のアンケート結果は、トイレに置くことには9割賛成だが、その理由は、急に始まった時や忘れてきた時に助かるなどで、生理の貧困と言われる経済的な理由は見られなかった。保健室で提供することで2人の相談を受け、うち一人は関係機関に繋ぐことができた。保健室で相談を受けながら提供を続ける。

4. 生理の貧困対策について

池田 Q26：生理があると考えられる女子小中学生は市内で約7千人いる。厚労省の調査によるとナプキンの入手が困難な人の割合は8.1%。つまり長崎にも580人くらいの子どもたちが生理の貧困状態にあると考えられる。そのうちわずか2人しか把握できていない。「相談を受けながら渡す」ことがハードルを上げているのではないか。保健室でのナプキンの提供数は増えたのか。

教育長 A26：微増。児童生徒への周知が広がっていると考える。

池田 Q27：中学校1校当たり月2.5個しか提供していない。トイレに置いた学校はその50倍使用されている。対面ではもらいにくいというのが数値に現れてる。いじめもそうだが、子どもたちは本当につらいことはなかなか言えない。教育長もご存知のはずだ。提供数からいっても実態把握数からいっても、今のやり方では子どもたちに支援が届いていないと考えるべきではないか。

教育長 A27：トイレにナプキンを設置する場合、実態把握が困難で生理の貧困の根本的解決につながらないと思うので、当面は保健室での提供を続ける。

池田 Q28：トイレに置いて「根本的解決につながらない」というが、根本的解決につながるケースが少ないのが分かっているながら生理の貧困に困っている子どもたちを放置していいのか。ナプキンがなくて「困っている」と言えない子どもに、誰にもわからないように使えるようにしてあげるのが教育的配慮、学校にできる根本的解決ではないか。

教育長 A28：わずか2件でも保健室で提供することで実態把握ができた。保健室提供を続ける。

池田 29：生理の貧困対策は、究極は性差別を解消するかどうかという問題だ。厚労省調査では生理の貧困のために仕事や学業に集中できないという回答が34%あった。トイレへのナプキン設置は必要だ。学校と連携して、また性教育とセットで実現させたい。



お忙しい中、たくさんの方が傍聴に来てくださいました。ありがとうございました。



いよいよ夏本番です。今年も厳しい暑さが続きそうです。ご自愛ください。

市民クラブ 池田章子 2023年7月